

平成 26年 2月 17日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

役員等における確定申告のチェックポイント 申告書の受付は2/17~3/17

一般的なサラリーマンの方は、年末調整により所得税は精算され何もしなくて良いのですが、次のような方は確定申告(還付申告含む)が必要となります。

〔Ⅰ〕給与所得者で、次のようないずれかに当てはまる方

- ①平成25年中の給与収入が2,000万円を超える方。
- ②給与を1ヶ所から受けている人で、給与所得以外の所得金額の合計金額が20万円を超える方。
- ③給与を2ヶ所以上から受けている方で、そのうち年末調整をされなかった従たる給与と、給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方。
- ④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに不動産等の賃貸料や使用料、あるいは貸付金の利子などの収入を得ている方。

〔Ⅱ〕年金収入だけの方

公的年金等の雑所得の金額から、各種所得控除(生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、扶養控除などを差引)をして所得の出る方。

〔Ⅲ〕上記以外で収入のある方

事業所得、不動産所得、配当所得、譲渡所得など、給与所得以外の所得の合計金額が各種所得控除(医療費控除、社会保険料控除、扶養控除など)の合計金額を超える方。

〔Ⅳ〕源泉徴収された税金が納め過ぎになっている方は還付申告により税金が戻ります

- ①雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除(2年目以降は年末調整で控除できます)、政党等寄付金特別控除、住宅耐震改修特別控除などの控除を受けようとする方。
- ②借入金を利用して居住用家屋について省エネ改修工事やバリアフリー改修工事を含む増改築等を行い、一定の要件に当てはまる場合「特定増改築等住宅借入金等特別控除」が税額控除として5年間受けられます。(適用期限が平成29年12月31日まで延長)
- ③退職所得の場合は源泉分離課税ですので通常は確定申告の必要はありませんが、総所得金額等の税金計算で住宅借入金等のローン控除を行って税金が引ききれなかった時は、この退職所得に係る源泉税額からも控除し還付を受けることができます、或はゴルフ会員権の譲渡損失なども同様に引き切れなかった税額を退職所得に係る源泉税額から戻すことができます。

★ 尚、還付申告の場合は、平成26年1月1日から書類を提出することができます。

★ また、還付を受けるための確定申告書は、その提出することができる日から5年間できることになっていますので、今一度確認してみてください。